競技会の公認に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下、「本協会」という）が公認する競技会（以下、「大会」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第２条（定義）

公認大会とは、本協会が認めたパワーリフティング大会及びベンチプレス大会をいう。

第３条（規程の準用）

公認大会は、本協会の大会実施規程（以下、「大会実施規程」という）を準用する。

第４条（公認大会の主催者）

本協会は国内において大会を公認する権利を有し、加盟団体規程第２条及び第３条第２項に定める加盟団体が主催する大会（ブロック区分の大会を含む）を公認することができる。

２　本協会は、加盟団体に所属する団体が主催する大会を公認することができる。

３　本協会は、協力団体の主催する大会を公認することができる。

第５条（参加競技者）

公認大会は、選手及び所属団体登録規程に基づき選手登録した競技者のみが参加できる。ただし、大会実施規程第６条第２項に準じ、主催者がオープン参加を認めた者ついてはこの限りではない。

２　公認大会は、次の各号に該当する者の参加は認められない。

（１）ドーピング防止規程に基づく処分中の者

（２）倫理委員会規程に基づく処分中の者

（３）過去に本協会による除名処分、永久停止処分を受けた者

（４）選手登録費又は公認審判員登録費の支払いが完了していない者

（５）所属団体登録費の支払いが完了していない団体の競技者

（６）満１４歳未満の者

（７）国際パワーリフティング連盟（以下、「ＩＰＦ」）及び本協会が許可した場合を除き、ＩＰＦ及び本協会の非公認大会へ出場して１２ヶ月を経過しない者

（８）適法な在留資格がなく日本に滞在している外国籍の者

第６条（競技規則準拠）

公認大会は、本協会競技規則に準拠すること。ただし、本協会技術委員長がやむを得ないと判断するときはこの限りではない。

第７条（競技器具類）

公認大会は、パワーリフティング用器具類の公式認定に関する規程に準拠した器具類を使用すること。

２　検量用の体重計は、計量法に定める検定証印又は基準適合証印が付してあるものを使用し、特定計量器定期検査に合格していること。

第８条（審判員）

公認大会の審判員はすべて本協会の公認審判員とし、選考方法は公認審判員選考規程に準拠すること。

第９条（普通傷害保険及び施設賠償保険の加入）

公認大会は次の各号に定める保険に加入するよう努めるものとする。

（１）大会参加者に関する普通傷害保険

（２）大会会場に関する施設賠償責任保険

第１０条（開催の申請及び承認）

公認大会を開催するには、本協会が定める方法により大会開催の概ね２ヶ月前に本協会に申請し、承認を受けなければならない。

第１１条（承認手続き）

本協会は、第４条至第９条の条件が満たされているか書類において審査するものとする。

２　審査は本協会技術委員会が管轄する。

３　技術委員会は、申請者に対して審査上必要な書類の修正及び追加提出を命ずることができる。

４　申請者が前項の指示に従わない場合は、技術委員会は当該大会を公認してはならない。

第１２条（結果の報告）

公認大会の結果は、本協会が定める方法で大会終了後３０日以内に本協会に提出しなければならない。

第１３条（公認大会の取り消し）

本協会は理事会決議をもって、本規程が遵守されない公認大会の公認を取り消すことができる。この場合、樹立された記録は全て無効となる。

第１４条（規程の改廃）

この規程の改廃は理事会で決議する。

＜附則＞

１　この規程は、令和６年２月９日に制定し、同日より施行する。

大会公認マニュアル

（目的）
本マニュアルは、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下、「本協会」という）が競技会（以下、「大会」という）の公認手続きの事項を定め、大会公認に関する事務作業を円滑にするものとする。

（公認の手続き）
申請者より大会公認の申請がなされた場合は、以下の項目を精査するものとする。

１．大会主催者の確認事項

・本協会加盟団体規程に該当する団体又は協力団体が主催するパワーリフティング及びベンチプレスの大会であるか確かめる。
「都道府県パワーリフティング協会、全日本高等学校パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟、全日本実業団パワーリフティング連盟又は、その加盟団体に所属する団体でなければならない。協力団体については、パワーリフティング教職員ネットワーク、日本プッシュプルフィットネス連盟が主催する大会でなければならない。」
・必要に応じて団体概要、役員一覧の提出を求めることができる。
・共同主催者がある場合は、申請者に対し共同主催者の情報提出を求める。

２．大会要項の確認事項

・「選手及び所属団体登録規程」に基づき選手登録した競技者みが参加できる内容であるか。
・ドーピング防止規程に基づく処分中の者、倫理委員会規程に基づく処分中の者、過去に本協会による除名処分、永久停止処分を受けた者、選手登録費又は公認審判員登録費の支払いが完了していない者、所属団体登録費の支払いが完了していない団体の競技者、満１４歳未満の者、国際パワーリフティング連盟（以下、「ＩＰＦ」）及び本協会が許可した場合を除き、ＩＰＦ及び本協会の非公認大会へ出場して１２ヶ月を経過しない者、適法な在留資格がなく日本に滞在している外国籍の者が参加できない扱いにされているか。
・ルールは本協会競技規則に準拠しているか。
・使用される器具は本協会「パワーリフティング用器具類の公式認定に関する規程」に準拠した器具類を使用しているか。
・協力団体が非公認大会を兼ねて行う大会は、公認部門が区分けされており、その公認部門は競技会の公認に関する規程に適合しているか。

３．審判員の確認事項

・配置される審判員は本協会の公認審判員で、審判員登録費の支払いがなされているか。

４．体重計の確認事項

・検量用体重計は、検定証印又は基準適合証印が付してあり、かつ、特定計量器定期検査に合格しているか。

・定期検査の有効期限は２年間である。前回検査から２年以内のものか。

５．次の事項を参酌することができる

・要項は誤字脱字がなく、見やすい体裁となっているか。

・期限までに提出がされているか。

・やむを得ない理由によるラウンド人数の増加及び陪審員人数の減少は技術委員長の決裁を得る。

・落雷と熱中症に関しては主催者責任が問われるため、時期によっては落雷と熱中症の特約を付した普通傷害保険の加入を強く勧める。

（大会公認の取り消し）

・技術委員長は、大会公認を取り消す事由を記入した書面及び証憑を本協会理事会に提出し、決議を得なければならない。

＜附則＞

１　このマニュアルは、令和６年２月９日に制定し、同日より施行する